



「後期高齢者医療制度」についてお知らせします

平成20年4月から、75歳以上の方（65歳以上の一定の障害がある方を含む）を対象として始まる後期高齢者医療制度。自己負担割合や納期などが決まりましたのでお知らせします。

☎ 市民課国保年金係 ☎ 44-3113

被保険者証（保険証）などを郵送します

老人医療受給者証（以下受給者証）をお持ちの方に、新しい後期高齢者医療制度の保険証を郵送します。現在の受給者証と同じくらいの大きさで、オレンジ色（裏面は白色）です。3月20日(木)前後に発送を予定していますが、3月中に新しい保険証が届かない場合は、市民課国保年金係（1）にお問い合わせください。

保険証以外に限度額適用・標準負担額減額認定証や特定疾病療養受療証をお持ちの方は、後期高齢者医療制度の認定証や受療証と一緒に郵送します。

現在、受給者証をお持ちでない方でも、3月2日(日)から4月30日(水)までに75歳になる方には、受給者証をお持ちの方と同様、保険証を郵送します。

ただし、4月2日(水)以降の誕生日の方は、後期高齢者医療制度の保険証の効力が発生するのは、誕生日以降です。それまでは、現在お持ちの国民健康保険証や健康保険組合などの保険証をお使いください。

また、3月2日(日)以降に75歳になる方で、国民健康保険や健康保険組合などの減額認定証や特定疾病療養受療証をお持ちの方は、新たに申請する必要があります。5月以降に75歳になる方は、誕生日の前の月に、後期高齢者医療制度の保険証を郵送します。

(1)...県外の市区町村が発行する受給者証を居住地特例でお持ちの方は、該当する市区町村にお問い合わせください。

被保険者証

後期高齢者医療被保険者証		
有効期限 平成20年7月31日		
被保険者番号	※※※※※※※※	
住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
氏名	静岡太郎	
生年月日	大正〇〇年〇月〇	男
資格取得年月日	平成20年4月1日	
発行期日	平成20年4月1日	
交付年月日	平成20年4月1日	
一部負担金の割合	1割	
被保険者番号並びに保険者の名称及び印	3:9:2:2※※※※※	静岡県後期高齢者医療広域連合 

医療費の自己負担割合

医療機関に後期高齢者医療被保険者証を提示すれば、医療の給付が受けられます（右表参照）。ただし、負担割合は、所得区分によって異なります。

高額医療費

1か月に支払う医療費の自己負担限度額が高額になった時は、申請すれば老人保健制度と同様に限度額を超えた額が高額医療費として支給されます。

高額医療・高額介護合算制度

同一世帯の被保険者において、1年間の医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が限度額を超えた場合に高額医療合算介護サービス費として支給されます。

所得区分	合算の自己負担限度額(2)
現役並み所得者	67万円(89万円)
一般	56万円(75万円)
低所得	31万円(41万円)
低所得	19万円(25万円)

所得区分	世帯の総所得金額	負担割合
現役並み所得者	同じ世帯に現役並み（課税所得145万円以上）の所得のある後期高齢者医療の被保険者がいる世帯	3割負担
一般	同じ世帯に市民税のかかっている人が一人でもいる世帯	1割軽減
低所得	世帯全員に市民税がかかっていない世帯	
低所得	世帯全員に市民税がかかっていない世帯のうち、全員の所得が一定の基準に満たないとき	

支給対象期間の1年間とは、8月から翌年の7月までの12か月となり、初年度に限り、平成20年4月から平成21年7月までの16か月となります。ただし、16か月間で算出した金額が平成20年8月から平成21年7月までの12か月で算出した金額より下回る場合は、12か月で算出した金額を支給します。

(2)...()内の金額は、16か月間の自己負担限度額です。

高齢者医療制度 Q & A

Q? 厚生労働大臣が指定する特定疾病（人工腎臓が必要な慢性腎不全、血友病、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群）で、長期に医療費の負担額が高額の場合どうすればいいですか？

A! 特定疾病の場合は、「特定疾病療養受療証」の交付申請をしてください。

「特定疾病療養受療証」で治療を受けた方は、その病気の治療のために支払う医療費は、1か月ひとつの医療機関で入院・外来それぞれ1万円までとなります。

Q? 入院をする場合の食費はどのようになりますか？

A! 入院した時の食事代は、老人保健制度と同様に1食あたりの標準負担額を負担します。

入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）

所得区分		標準負担額
一般の方（低所得以外の方）		260円
低所得	過去12か月の入院日数が90日以下	210円
	過去12か月の入院日数が90日を超えている	160円
低所得		100円

低所得者の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。事前に申請してください。

Q? 療養病床に入院した時の食費・居住費の負担はどのようになりますか？

A! 療養病床に入院した方は、介護保険制度と同様に食費や居住費に関する負担として、食費については、1食ごとに、居住費については、1日ごとに標準負担額を負担してください。

療養病床の標準負担額

所得区分		標準負担額	
一般の方（低所得以外の方）		食費	460円/食
		居住費	320円/日
低所得		食費	210円/食
		居住費	320円/日
低所得	年金受給額が80万円以下の方	食費	130円/食
		居住費	320円/日
低所得	老齢福祉年金を受給している方	食費	100円/食
		居住費	0円/日

Q? 医療機関で全額自己負担した場合は、どうなりますか？

A! かかった医療費を医療機関に全額支払い、後から払い戻しの申請をして認められれば、自己負担を除いた額が支給されます。

詳しくは、市民課国保年金係にお問い合わせください。

Q? 被保険者が死亡した時に葬祭費は支給されますか？

A! 被保険者が死亡した時は、葬祭を行った方に対して葬祭費として5万円を支給します。

Q? 事故に遭った時は、届け出が必要ですか？

A! 交通事故などの第三者の行為によってけがをして治療を受ける時は、原則として加害者が医療費を負担するのですが、市民課国保年金係に届け出ることにより、後期

○保険料の納期、納付について

	特別徴収	普通徴収	
対象となる人	・年金が年額18万円以上の方（介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える場合を除く）	・年金が年額18万円未満の方 ・介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える方	
通知時期	8月上旬（予定） ※平成20年度の仮徴収に関しては、平成20年4月上旬に通知します。	8月上旬（予定）	
納付の方法	支給される年金から保険料を引き去り、納めていただきます。	袋井市から送付される納付書により、指定された金融機関で納めていただきます。	
納付の時期	4月 【仮徴収】 前年の所得が確定するまでは前年度保険料に基づいた仮徴収額を納めていただきます。 ※平成20年度の仮徴収に関しては、平成18年中の所得に基づき仮算定した保険料を納めていただきます。	第1期	8/15～ 8/31
		第2期	9/15～ 9/30
		第3期	10/15～10/31
		第4期	11/15～11/30
	10月 【本徴収】 前年の所得が確定した後、年間保険料を計算し、仮徴収済額を差し引いた額を納めていただきます。	第5期	12/15～12/31
		第6期	1/15～ 1/31
		第7期	2/15～ 2/28 (うるう年は2/29)
		第8期	3/15～ 3/31

※年度の途中で異動があった場合など、異なる場合があります。

高齢者医療制度で治療を受けることができます。ただし、先に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりしてしまうと、後期高齢者医療制度が受けられなくなりますので、示談の前に必ずご相談ください。

後期高齢者医療制度の保険料については詳しくは、本紙1月1日号4・5ページをご覧ください。